

主な不法無線局の概要と妨害事例

1 不法市民ラジオ —テレビやラジオなどを妨害！—

日本国内で使用できる市民ラジオは、空中線電力が0.5ワット以下で、総務省の技術基準適合証明等のマーク（技適マーク）が表示されており、無線従事者資格と無線局免許なしで他の市民ラジオと通話することが可能です。

不法市民ラジオの多くは車両等に設置されており、技適マークが表示されていないほか、空中線電力が数ワットに及ぶものもあり、中には、電力増幅器を付加して数百ワットにした悪質な事例もあります。

〈妨害事例〉 電話の通話や有線音楽放送に雑音が入る。
電子機器(OA機器、医療機器など)が誤作動する。
漁業用無線が使えなくなる。



技術基準適合証明等のマーク



不法市民ラジオ送受信機

2 不法パーソナル無線 —携帯電話などを妨害！—

パーソナル無線は、かつて車両等に設置して使用されていましたが、平成27年11月30日をもって免許制度が終了しており、新たに無線局の免許が付与されることはありません。

また、すべてのパーソナル無線の免許期限が満了しているため、有効な免許を有するパーソナル無線は存在していません。

このため、現在使用されているパーソナル無線は、すべて不法パーソナル無線となります。

〈妨害事例〉 携帯電話が使えなくなる。

3 不法アマチュア無線 —消防、防災、放送などの重要な無線通信を妨害！—



アマチュア無線を使用するためには、無線従事者資格と無線局免許が必要です。

不法アマチュア無線の中には、アマチュア無線用に決められた周波数帯以外の周波数を使用できるように改造して、他の無線通信に妨害を与える悪質な事例もあります。

〈妨害事例〉 重要な無線通信（警察用無線、消防・救急用無線、放送など）を妨害し、人命の安全、財産の保護などに係る活動が阻害される。